

シニア世代、まだまだ現役！！

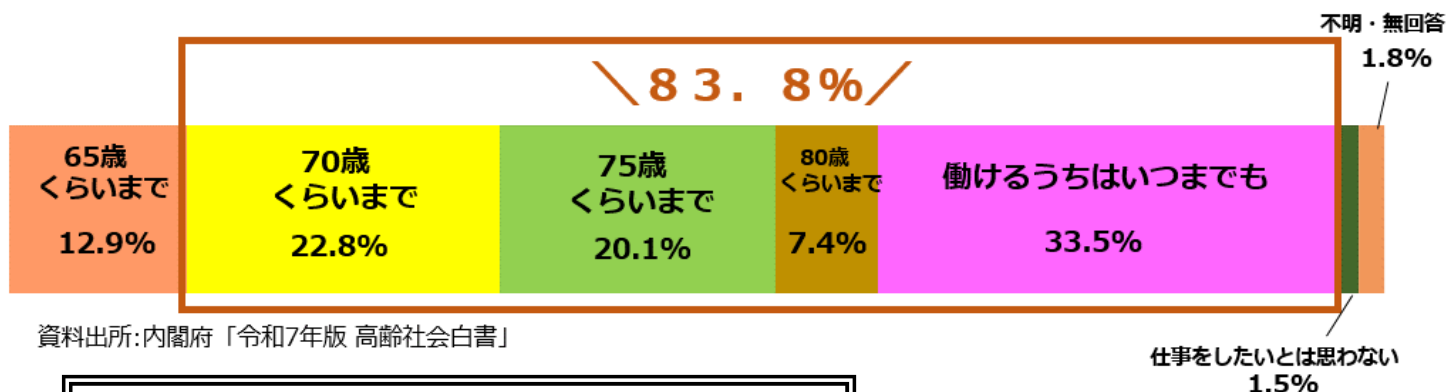
～経験を活かす職場づくり、始めませんか？～



少子高齢化が進む中、働く意欲や能力のあるシニア世代の方は年々増加傾向にあります。
経験豊富なシニア層を対象とした求人の募集をぜひお願いします。



＼60歳以上で仕事をしている人の8割以上が『65歳を超えても就労したい』と考えています／



シニア層を対象とした求人の作成方法

◎『60歳（65歳）以上シニア応援求人』を作成する。

応募者の限定はしませんが、シニア世代の応募を歓迎する求人です。

求人票に『60歳（65歳）以上シニア応援求人』と表示します。

詳細は各ハローワークへご相談ください。

『60歳（65歳）以上シニア応援求人』と記載することで、求人票のキーワード検索「シニア応援」でヒットするようになり、シニアの方の目に留まりやすくなります。



申し込み後の支援

◎求人情報紙の掲載や掲示板への掲示

シニア向け求人に特化した『求人情報紙』を定期的に発行しているハローワークや、求人票を庁舎内の掲示板へ掲示しているハローワークがあり、より多くのシニアの方の目に留まります。

◎特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用

60歳以上の高齢者をハローワークの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成されます。（一定の要件がありますので詳細は各ハローワークまで）



【70歳までの就業確保措置について】

令和3年4月1日に「改正高年齢者雇用安定法」が施行され、定年を65歳以上70歳未満に定めている、または、継続雇用制度（70歳以上まで引き続き継続雇用する場合を除く）を導入している事業主に対し、70歳までの就業確保措置を講じることが、努力義務となっております。

詳細は佐賀労働局のホームページへ



佐賀県内ハローワーク
佐賀労働局

【070819】